たいあっなどあくてんこう じ 台風等悪天候時における児童の登下校と授業の実施について

伊賀地方(「三重県北中部」および「三重県至域」を含む)に「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発令されている場合、児童の安全確保のため、登下校の原則を以下のとおりとします。

1 蒙を出る時点で、伊賀地方に「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発令されている場合は、首宅で待機。

がっこう 学校からの連絡がなくても登校させないでください。

- ※午前11時までに警報が解除されない場合→当日の授業は中止。臨時休校
- ※「大雨」・「雷雨」等の警報が発令されている場合は、原則として登校。
- 2 始業後に「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合は、授業を中止し、通学団で帰宅。
 - ※児童のみの下校が危険と考えられる場合は、学校の教職員が付添う等の方法で 安全確認をしながら下校させます。
 - ※学校が危険と判断した場合、安全が確認されるまで、学校待機させます。
 - ※保護者にお迎えを依頼することもありますのでご協力ください。

3 その他

- ※警報が出ていなくても学校が、「児童の登校は困難、あるいは危険がある。」と 判断した場合は、首宅待機、臨時休校、あるいは、登校時間の変更等を連絡し ます。
- ※保護者の皆さんが、「児童の登校は困難、あるいは危険がある。」と判断された 場合は、首宅待機等、適切な対応をとり、その旨を学校へ連絡してください。
- ※大雨の中を登校しなければならない場合は、児童にタオルや着替えを持たせてください。